改正の方向性(実験動物)

第一種動物取扱業へ追加 3Rの強化 代替法の推進

私たちが求める改正

- 動物実験施設、実験動物販売業を 「第一種動物取扱業」の対象とする。
- ⇒施設・業の登録、基本情報の把握
- ② 「3 Rの原則」の遵守を強化する。 (代替法がある場合はそれを利用する/ できる限り使用動物数を削減する)
- **⇒3Rを義務に!**
- ❸ 代替法の開発と普及を国の責務とする。

動物実験の内容に踏み込む要望ではありません。

「第一種動物取扱業」の対象とする

現行法では対象外となっている、 動物実験施設、実験動物販売業も 第一種動物取扱業の対象に含める。

=生きた動物を扱うことを業としている者は、すべて平等に登録する改正。

登録する事項

- 主として取り扱う動物の種類と頭数
- 動物取扱責任者の氏名
- 飼養施設の所在地
- 飼養施設の構造及び規模
- 飼養施設の管理方法
- =「第一種動物取扱業」の登録内容
- =動物実験の内容までは登録させない。

この改正が必要な理由

- 動物実験施設、実験動物販売業なども適正飼養 指導の対象である。一部の業種を登録対象から 除外する根拠が明確でない。
- 登録を義務付けられているペットショップや動物園など、その他の動物取扱業者との間に不公平が生じている。
- 実験動物の飼養場所や動物種、数を自治体が把握できなければ、

 災害時に脱走した場合など、対応できない。

兵庫県の届出制

日本では兵庫県に「動物の愛護及び管理に関する条例」で定める動物実験施設の届出制があるだけ。

- 1993年に動物愛護法に先立って動物取扱業の届出制を条例で制定。同時に実験動物飼養施設も届出制に。
- ト 根拠は、国が実験動物の飼養保管基準を定めており、適正 飼養指導の対象であるため。

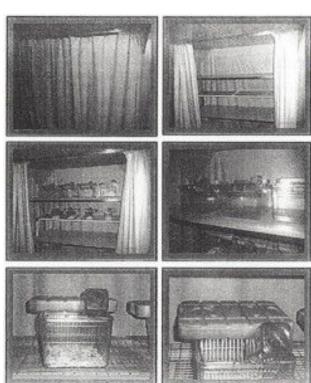
◆届出件数

兵庫県 24件 神戸市 37件 姫路市 2件 尼崎市 1件 西宮市 74件

平成29年12月末現在

動物実験施設を自由に作っていい現状





- 2015年、神戸市内、幹線道路沿いの雑居ビルの3階 に動物実験施設があることが判明。1階は店舗。
- ・どこの省庁の管轄になるかなど一切不明。

自治体の動物愛護推進計画

国の動物愛護管理基本指針に即して都道府県が定める「動物愛護管理推進計画」では宮崎県を除く全ての都道府県で実験動物の取扱い・動物実験の3Rの原則の普及などに触れている。

静岡県動物愛護管理推進計画(2014)

- Ⅱ 人と動物の安全と健康の確保
- 苦情等を減らす取組の推進
- (6) 実験動物の適正な取扱いの徹底

毎年実施する立入調査(年1回)時に、実験動物の飼養・保管、「3Rの原則」(代替法の活用、使用数の削減、苦痛の軽減)の遵守、実験動物の適切な処分方法の実施、犬については狂犬病予防法の遵守、特定動物の取扱いがあれば動物愛護管理法等の遵守を指導し、今後も継続して、実験動物の適正な取扱いの徹底を図っていきます。

立ち遅れる日本

В

本

●実験動物保護が目的の法律の有無

	EU	アメリカ	韓国	日本
施設	O 登録 or 認可	○ 登録	○ 登録	🗙 自由
査察	○ 抜き打ち	〇 最低年1回	の あり	× なし
罰則	O あり	O あり	○ あり	× なし

- ・動物実験施設に対する立入検査すらない。
- ・問題があったときでも、調査・指導・罰則などの仕組みがない。
- ・政府統計がなく、どんな動物が何匹使われているかすら不明。
- ・動物実験計画の事前審査は同じ組織の人間だけで行ってよい。

「3Rの原則」の遵守を強化する

動物実験の3Rの原則の理念のみ盛り込まれた

代替 (Replacement) 数の削減 (Reduction) 苦痛の軽減 (Refinement) - 義務

現在に至るまで、業界の反発により 具体的な制度は盛り込まれず、 代替・削減も義務になっていない!



第四十一条:動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等

く代替>

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することに配慮するものとする。

<削減>

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

<苦痛の軽減>

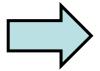
その利用に必要な限度において、 できる限りその動物に苦痛を与え ない方法によってしなければなら ない。

く代替>

動物を供する方法に代わり得る ものがある場合には、それを利 用しなければならない。

<削減>

できる限りその利用に供される 動物の数を少なくしなければな らない。

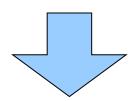


<苦痛の軽減>

できる限りその動物に苦痛を与 えない方法によってしなければ ならない。

国として代替法推進を!

「国は動物実験代替法の開発・普及に努めなければならない」と定める



- ・予算獲得の根拠となる!
- ・動物実験計画書の審査時に代替法 が検討されたかをきちんと見ることの できる体制づくりへ

私たちが求める改正

- 動物実験施設、実験動物販売業を 「第一種動物取扱業」の対象とする。
- ⇒施設・業の登録、基本情報の把握
- ② 「3 Rの原則」の遵守を強化する。 (代替法がある場合はそれを利用する/ できる限り使用動物数を削減する)
- **⇒3Rを義務に!**
- ❸ 代替法の開発と普及を国の責務とする。

動物実験の内容に踏み込む要望ではありません。